三次市教育委員会議案第25号

三次市学芸アドバイザー設置規則案を次のように提出する。

平成29年3月24日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市学芸アドバイザー設置規則(案)

(趣旨)

第1条 学芸業務等に係る業務を円滑に推進するため、学芸アドバイザーを設置する。

(職務)

- 第2条 学芸アドバイザーは、教育委員会事務局文化と学びの課に所属し、次の 業務を行う。
 - (1) 学芸業務に関する指導及び推進
 - (2) 前号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める職務(資格)
- 第3条 学芸アドバイザーは、次に掲げる要件のいずれかを満たす者でなければ ならない。
 - (1) 学芸員の資格を有している者
 - (2) 大学又は大学院において民俗学又は歴史学を専修する学科若しくはこれら に相当する課程を修めて卒業した者
 - (3) 博物館等に勤務した経験を有し、識見を有する者
 - (4) 学芸業務に関する業務経験を有し、学芸業務全般について指導できる専

門的能力を持つと認められる者

- (5) 前各号に掲げるもののほか、同程度の条件を満たす者 (身分及び任命)
- 第4条 学芸アドバイザーの身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とし、教育委員会が任命する。
- 2 学芸アドバイザーの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第5条 学芸アドバイザーの報酬は、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号。以下「費用弁 償条例」という。)別表第1中「その他条例・規則等で定める専門的業務の職 に任じられる者」の項に規定するものとし、同項の「任命権者が別に定める 額」は、月額55、800円とする。
- 2 学芸アドバイザーの通勤手当相当分の費用弁償の額については、費用弁償条 例別表第3を準用する。
- 3 学芸アドバイザーの費用弁償による旅費の額及び支給方法は、費用弁償条例 の例による。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 学芸アドバイザーの勤務日及び勤務時間は、4週につき40時間を超えず、かつ、1日につき7時間45分以内とし、あらかじめ所属長がこれを割り振る。

(服務)

- 第7条 学芸アドバイザーは、勤務に当たって次のことに留意しなければならない。
 - (1) 職員としての自覚と責任を持って、その職務の遂行に努めること。
 - (2) 職務上知り得た秘密について、これを他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(免職)

第8条 市長は、学芸アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するに至ったと きは、任期中であってもこれを免職することができる。

- (1) 職務の執行を怠ったと認められたとき。
- (2) 学芸アドバイザーとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適さなくなったとき。
- (4) 学芸アドバイザーを置く必要がなくなったとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。